官庁報告

官庁事項

太平洋広域漁業調整委員会指示第二十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、愛知県及び三重県の海面におけるいかなご漁業について、次のとおり指示する。

平成二十九年十一月十五日

太平洋広域漁業調整委員会会長　松岡　英二

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「いかなご漁業」　愛知県漁業調整規則（昭和二十六年十一月一日規則第八十五号）第四条第二号に規定する漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業及びいかなご船びき網漁業並びに三重県漁業調整規則（昭和四十一年四月十五日規則第二十一号）第七条第二号に規定する漁業のうちいかなご船びき網漁業、いわし・いかなご船びき網漁業、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業、親いかなご船びき網漁業及びばっち網漁業

(2)　「いかなご残存資源尾数」　愛知県及び三重県の海面におけるいかなごの当歳魚の尾数

2　操業期間の制限

(1)　太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）は、必要に応じて、いかなご残存資源尾数が二十億尾を下回ると認められる日を定める。

(2)　委員会会長は、(1)の日を定めたときは、遅滞なく、当該日から十一月三十日までの間、いかなごの採捕を目的とした操業を禁止する旨、いかなご漁業を営む者に通知する。

(3)　いかなご漁業を営む者は、(2)の通知により、いかなごの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、いかなごの採捕を目的とした操業を行ってはならない。

3　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年一月一日から平成三十年十一月三十一日までとする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第三条第七項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成二十九年十一月二十九日公表）の一部を平成二十九年十二月二十八日付けで次のように変更したので、同条第九項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。

平成二十九年十二月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第1　海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針 1～3　（略）	第1　海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針 1～3　（略）
4　その他の基本方針 中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する我が国国内の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。	（新設）
第2　特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項 1　第1種特定海洋生物資源ごとの動向 (1)　くろまぐろの動向については、別に定める。 (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） 2　（略）	第2　特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項 1　第1種特定海洋生物資源ごとの動向 （新設） (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） 2　（略）
第3　第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項 1　漁獲可能量の設定は、当面の間（平成29年以降5年間程度）2の漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。 ただし、くろまぐろはWCPFCで決定された保存管理措置に基づき、漁獲可能量を定めるため、除くものとする。 2～3　（略） 4　第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。 ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。 （略）	第3　第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項 1　漁獲可能量の設定は、当面の間（平成29年以降5年間程度）2の漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。 2～3　（略） 4　第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。 （略）

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」についての公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第三条第七項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成二十九年十一月二十九日公表。以下「基本計画」という。）の一部を平成二十九年十二月二十八日付けで変更し、基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について以下のとおり定めたため、同条第九項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。

平成二十九年十二月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健